工事名： 那覇ふ頭泊地（-9.0m）浚渫工事（R8-2）

質問内容	1.特記 19 より、六価クロム溶出試験(検体数１)の対象工事になっていますが、試験費が計上されていません。検体数１から変更が生じなかった場合でも変更時に費用の追加は可能ですか。 2.無筋コンクリート処分費は０円と考えてよいですか。 3. 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)対象外項目がございましたらご教示願います。 4. 市場環境の変動に伴う価格の変更協議は可能ですか。 5. グラブ船・台船の復路分えい航費は変更協議可能ですか。また、使用船舶が那覇港内に在港しない場合は、えい航・回航費用は変更協議対象でしょうか。 6. 船団の構成に変更(那覇港内に在航しない場合)が生じる場合は変更協議可能ですか。 7. 磁気探査時(径層探査時)のグラブ船拘束費は変更協議可能ですか。。 8. 安全監視船の日数について、実状異なる場合変更協議は可能ですか。 9. 撹拌混合のセメントは『普通ポルトランド　フレコン(1t 袋)』の物価本(積算資料)沖縄単価を採用していますか。 10. 産廃処分費について、実際と異なる場合変更協議可能ですか。 11. 関係機関や一般船舶との調整によりえい航回数が 6 回より多くなった場合は変更協議の対象でしょうか

受付印



(回答)

1. 特記仕様書19「六価クロム溶出試験」については、工期短縮を図るため前工事（那覇ふ頭泊地(-9.0m)浚渫工事(R8-1)）において実施しております。
2. 無筋コンクリート処分費は0円としております。
3. 塵芥処分費および使用済みフレコンバック処分費が対象となります。
4. 単品スライド条項に該当するのであれば、変更協議対象となります。
5. グラブ浚渫船・台船の復路分のえい航費は基地港に帰港する場合に、変更協議対象となります。
6. 船団構成については、着手時の在港状況により変更協議は可能です。
7. 当現場では、セメント船による荷揚げ作業もあるため、その期間の拘束は解くものとし、別現場での作業も可としております。なお、それに伴う片道分のえい航費は変更協議可能です。
8. 安全監視船の日数について、実状と異なる場合は変更協議可能です。
9. 撹拌混合のセメントは「普通ポルトランドセメント(1t袋)」の物価本沖縄単価を採用しています。
10. 廃棄処分費について、特に指定はありません。運搬距離及び処分費については調整により、必要であれば変更協議可能です。
11. 関係機関や一般船舶とは十分調整し施工計画を立ててください。他社による突発的なやむを得ない事情が生じた場合、内容により判断します。